

## 歴史的風致維持向上計画に基づく事業実施について

### ■ 進行管理（計画認定後 10 ヶ年）

国土交通省ホームページより

進行管理・評価の方法	
<p><b>&lt;進捗評価&gt; 毎年度実施</b></p> <p>① 施策・事業の進捗状況(アウトプット)の評価【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致維持向上計画に定められている事項を元に、「①組織体制」「②重点区域における良好な景観を形成する施策」「③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」「④文化財の保存又は活用に関する事項」「⑤効果・影響等に関する報道」「⑥その他」の評価軸ごとに、施策・事業の進捗状況の評価し、翌年度の取り組みに反映。</li> </ul>	
<p><b>&lt;総括評価&gt; 原則として3年度毎に実施※</b></p> <p>② 計画の達成状況(アウトカム)の評価【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度行う進捗評価を踏まえ、計画に記載された「歴史的風致の維持向上に関する方針」の達成状況や課題の改善状況の評価。</li> <li>・評価を踏まえ、要改善事項や計画見直しの必要性について記載。</li> </ul> <p>③ 事業の質の評価【外部評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づき実施された代表的な事業について、適切なプロセスを経て事業が実施されたか、計画の趣旨、歴史性、文化性、景観等の観点から適切な整備が行われたかなど、事業の質について外部有識者等による評価を受領。</li> </ul> <p>※原則として、認定年度の翌々年度から3年度毎に実施。ただし、例えば年度末の認定だった場合、実質2年分の達成状況しか評価できないため、認定年度の3年後に実施することが可能。</p>	

### ○ 堺市歴史的風致維持向上協議会の運営

⇒堺市歴史的風致維持向上計画協議会からの移行

協議会 の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 計画実施に関する連絡調整               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策・事業の進捗状況の評価に関する報告（毎年度実施）</li> <li>・ 計画の達成状況の評価に関する報告（3年度毎に実施）</li> <li>・ 事業の質の評価（3年度毎に実施）</li> </ul> </li> <li>▶ 堺市歴史的風致維持向上計画の変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の変更に関する協議</li> </ul> </li> </ul>
委員 構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該市町村</li> <li>・ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者</li> <li>・ 都道府県</li> <li>・ 学識経験者</li> <li>・ その他の市町村が必要と認める者</li> </ul>